

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

国は、4月7日に7都府県を対象とする改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を行い、さらに4月16日に対象地域を全国に拡大した。また、4月20日に新型コロナウイルス感染症対策のための補正予算を閣議決定した。

国においては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」で休業要請に応じた事業者等への協力金に対しても活用できるようにされたことなど、これまでの全国知事会からの提言を踏まえた迅速な対応に改めて感謝申し上げたい。

今後も、47都道府県は一致団結して、国と一体となって感染拡大の防止等に全力を挙げて取り組む決意であるが、この取組を進める上で、以下の点について国の対応が図られるよう提言する。

1 休業要請等について

- (1) 各都道府県が行う、緊急事態措置に協力した事業者等に対する協力金をはじめとする個人や事業主に対する補助金や助成金等について、現下の危機的状況に鑑み、特例的に非課税扱いとすること。
- (2) 新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項に基づく都道府県の休業要請について、業界団体に対し法の趣旨を丁寧に説明し、協力するよう働きかけること。
- (3) セーフティネット保証5号の対象から除かれている業種についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休業要請をすることで売上減少などの影響が甚大であることに鑑み、指定業種に追加すること。
- (4) 大型連休中における都道府県境を越えた人の移動の最小化を推進するため、国管理の道路の規制や駐車場の利用禁止の実施など、関係法令の特例措置を講じること。

2 国の緊急経済対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び国の緊急経済対策への対応を強力かつ迅速に進めるため、補正予算に計上されている予備費の活用も含め、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の総額を大幅に増額すること。

交付額の算定に当たっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止や経済活動の回復に向けた取組に対して、十分かつ確実な財政措置を行うこと。

また、甚大な影響を受けている住民生活や地域経済への支援を各都道府県がスピード感をもって実行できるよう、速やかに対象事業や遡及適用などの制度設計を行うとともに、事前協議への迅速な対応、提出書類や審査の簡素化を図ること。

さらに、各地方自治体の実情に応じて創意工夫を図り、実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、離島航路など地方公共交通機関の維持・確保に係る経費も対象とするほか、基金造成などの年度間流用も含め柔軟に活用できる、自由度の高い制度とすること。

- (2) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」についても、総額の増額など、地域が必要とする医療提供体制を整備するための措置を講ずること。
- (3) 「持続化給付金」について、売上げ要件などの支給要件の緩和を図るとともに、速やかに事業者にも周知徹底し、オンライン以外の手続きも含め受付体制を整えること。また、複数回支給するなど大きな影響を受けた事業者にとって十分な支援となる制度とすること。さらに、「特別定額給付金（仮称）」を早期に支給できるよう、システム改修など費用負担も含め早急に対策を講ずること。
- (4) 雇用調整助成金は、従業員への休業手当の支払後でなければ申請ができないため、企業の資金繰り支援及び企業の雇用維持に向けた動機付けの効果を高める観点から、休業手当の支払い前に支給申請が可能となるよう、手当支払いを証する確認書類を後日提出とするなど迅速な支給のための改善措置を講ずること。あわせて、上限額の引き上げを行うこと。
- (5) 激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置について、今回も対象とするよう弾力的な運用を行うこと。
- (6) 休業や失業により生活資金でお困りの方々のために生活福祉資金貸付制度の対象者、貸付上限額、据置期間等の拡充がなされたが、お困りの方々にとって使いやすい制度となるよう、貸付上限額の拡大、据置期間及び受付期間の延長などさらなる措置を講ずること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設・設備費の国庫補助について、令和元年度と同様に令和2年度においても内示前着工が可能となるよう必要な措置を講ずること。
- (8) この度の新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の甚大な影響を地方に及ぼしていることから、地方自治体が持続可能な財政運営が行えるよう十分な財源保障をすること。特に、感染の拡大・長期化は地域経済に大きな影響をもたらし、今年度の地方税収はかつてない大幅な減収となるおそれがあるため、地方消費税をはじめ、減収補填債の対象外となっている税目についても、減収補填債の対象とすること。
- (9) 地域企業再起支援事業（自治体連携型補助金）について、事業者が一刻も早く再起に向けた取組を実施できるように、事業者の事前着手を認めること。

3 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

- (1) 簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な開発、実用化に向けて、新薬研究を国を挙げて支援し、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努めるとともに、安心な医療体制を構築すること。
加えて、アビガン等の治療薬の実用化に向けて適応選別を行っているが、治験データを早期にとりまとめ、その効果を医師会等と情報共有し、死亡及び重篤化事例の回避に努めるとともに、観察研究の場合には現在でも投与が可能であることについて、国民への周知を図ること。
併せて、治験終了後、薬事承認については可能な限り迅速に行うこと。
- (2) 医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任をもって調達・供給することとしているが、医療現場等においては、感染防御等に必要な

サージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポ
ーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資がまだ十
分に行き届いておらず、医療機関が安心して診療に専念できないのが実情である。

感染の防止や医療提供に必要となる医療物資の不足により、医療崩壊が起こら
ないよう、引き続き、国の責任において速やかに医療物資の調達・供給を進め、
調達状況の情報を明らかにするとともに、技術的、人的な支援も含め、安心して
医療を提供できる体制を進めること。

併せて、PCR検査を必要とする方が速やかに受診できるよう、不足している
検査試薬や綿棒の調達・確保や受検機会の拡大などについて、国が責任をもって
体制を整備すること。

- (3) 感染が確認された患者の経過等にかかる情報については、感染症法に基づき、
医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、都道
府県が地域の総合調整を行う責務があるにも関わらず、患者情報が集約できない
状況にある。都道府県に速やかに情報が集約する仕組みを構築するとともに、報
告内容についても、入院患者に対するPCR検査件数を含めるなど、都道府県が
医療提供体制の整備に必要な情報を把握できるよう、見直しを図ること。
- (4) 医療崩壊を防ぐためには重症者のための病床確保とともに、一般医療機関にお
ける感染症患者の外来、入院受け入れの拡大を行う必要がある。各都道府県では
医療機関への協力要請を行っているところであるが、国においても国が関与する
医療機関に対し、受け入れ拡大に向けた働きかけを行うこと。
- (5) 先日、重症・中等症患者受入れに係る診療報酬の増額が行われたが、一般病床
や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状・疑似症患者を入院・外来治療
する場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増と
なるため、医療機関の実情を踏まえ診療報酬のさらなる増額を行うこと。さらに、
空床確保に係る国庫補助について、単価の大幅引き上げや病棟単位での確保、感
染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟及び外来診療も対象と
するなど、入院医療機関を支援すること。
- (6) 感染を疑われる方に対して確実にPCR検査が実施できるよう、都道府県では
検査実施体制の拡充を検討しているが、導入を検討している検査機器や試薬の国
認可が下りていないため、進捗を図れない。実用化の目処が立っている検査機器
や試薬の認可について、薬事承認や保険適用の迅速な対応を図ること。
- (7) 医療資源に乏しい離島において陽性患者の発生による医療体制の崩壊を防ぐた
め、空港やフェリーターミナル等に配備するサーモグラフィを調達・確保するこ
と。

4 事態収束に向けたさらなる対策の検討

感染終息後のV字回復や実効性ある需要喚起を行うことはもとより、外出自粛要
請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわない場合を想定し、より実
効性のある次なる措置について国において検討を開始し、5月7日以降の対策を明
らかにするとともに、状況に応じてさらなる臨時交付金の増額や追加の補正予算に
ついて検討すること。

令和2年4月23日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治